

Mar.24th,2022

## 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令の公布について

地方公共団体の手数料の標準に関する政令(平成12年政令第16号)に定められる手数料の標準額については、地方分権推進計画に基づき、定期的に見直しが行われているところですが、今般、手数料の標準額を見直し、改正が行われました(令和4年1月21日閣議決定、改正、1月26日公布)。

電気工事士法に基づき都道府県知事が行う電気工事士免状の交付、再交付、書換えの手料は、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」において標準額が定められておりますが、この内、「書換え」の手料について、以下のとおり改正されましたのでお知らせします。

電気工事士法施行令第五条の規定に基づく電気工事士免状の書換え

二千円 → 二千七百元

詳細は、総務省のホームページをご確認ください。

○総務省のパブコメの募集

[https://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01zaisei03\\_02000022.html](https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01zaisei03_02000022.html)

○総務省のパブコメ募集結果

[https://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01zaisei03\\_02000027.html](https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01zaisei03_02000027.html)

以上